

令和５年度随意契約の結果（５００万円以上の工事、物品、委託）

議会事務局

（注）※１、※２の説明

表頭欄の「根拠法令」（※１）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第１６７条の２第１項の１号から９号のうち該当する号を記入し、２号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※２）に厳格な運用を図るために県が作成した７類型のうち該当するものを記入しています。

	契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	当該年度における決算額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※１	適用 類型 ※２
1	政策調査課	議会広報放送業務 委託(委員会活動 レポート)	議会広報放送業 務	令和5年5月31日 ～ 令和5年10月30日	びわ湖放送株 式会社	5,038,000	5,038,000	県全域を放送エリアとする唯一の民 間テレビ放送局であり、所定の経費 で番組制作が可能であるため。	2	3イ
2	政策調査課	議会広報放送業務 委託(県議会ダイ ジェスト)	議会広報放送業 務	令和5年5月18日 ～ 令和6年3月31日	びわ湖放送株 式会社	34,628,000	34,628,000	県全域を放送エリアとする唯一の民 間テレビ放送局であり、所定の経費 で番組制作が可能であるため。	2	3イ